

亀岡市地域脱炭素化促進事業ガイドライン

令和8年3月

亀岡市 環境政策課

目 次

1. ガイドライン作成の目的	1
2. 亀岡市地域脱炭素化促進事業について	1
2.1 地域脱炭素化促進事業とは.....	1
2.2 亀岡市の地域脱炭素化促進事業の概要.....	2
(1) 地域脱炭素化促進事業の目標	2
(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	3
(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	13
(4) 地域の脱炭素化のための取組	13
(5) 地域の環境保全のための取組	13
(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	17
3. 事業認定に係る手続き	18
3.1 地域脱炭素化促進事業制度の全体フロー.....	18
(1) 計画段階から事業実施段階までの手続き	18
(2) 認定以降の手続き	21
3.2 認定基準.....	23
4. 問合せ先	26

別紙1 様式集

別紙2 農地の一時転用に係るガイドライン及び様式

1. ガイドライン作成の目的

「亀岡市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、「地域脱炭素化促進事業の促進」に係る基本方針等に基づき、地域における協議、地域脱炭素化促進事業計画の内容や申請・認定に係る手続、必要な書類等について定め、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者等が参照することで、適切な事業実施に利用いただくことを目的として作成したものです。

また、本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を受ける地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待しています。なお、当該ガイドラインは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和7(2025)年、環境省）に則り作成したものです。

2. 亀岡市地域脱炭素化促進事業について

2.1 地域脱炭素化促進事業とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6(2024)年法律第56号）（以下「改正温対法」という。）では、市町村が策定する地域の地球温暖化対策に係る計画において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業とは、「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」並びに「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」をあわせて行うものをいう。」とされています（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条抜粋）。改正温対法に基づき定められた一定の要件を満たす事業については、地域脱炭素化促進事業の認定を受けることができ、農地法や盛土規制法等の関連法令の許可等のワンストップ化、環境影響評価法の配慮書手続きの免除等の特例を受けることができます。ワンストップ化特例では、本来は事業者自らが行うべき各種法令等に関する許可申請手続を市がまとめて代わりに行うことで、事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等が可能になります。

地域脱炭素化促進事業の策定及び促進に当たっては、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定したうえで、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画（以下、「実行計画」という。）に位置づけ、自ら取組を実施するとともに、事業者から申請された市町村の実行計画に適合する事業計画の認定により官民一体となった取組が可能とされています。

2.2 亀岡市の地域脱炭素化促進事業の概要

本市では、「第3次亀岡市環境基本計画」（令和4(2022)年、亀岡市）において、「二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり」を重点目標に掲げ、「かめおか脱炭素宣言」（令和3(2021)年2月表明）のもと、令和32(2050)年度までの脱炭素社会の実現に向けて、令和12(2030)年度に二酸化炭素排出量を50%削減（平成25(2013)年度比）することを掲げています。

これらの目標達成に向け、本市では恵まれた地域資源を活用した市域の脱炭素化、そして地域循環共生圏の発展と亀岡ブランドの向上を目指します。具体的に促進する地域脱炭素化促進事業に係る事項は以下のとおりです。

(1) 地域脱炭素化促進事業の目標

本市では、令和32(2050)年度までに脱炭素化の実現を達成するため、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で50%の温室効果ガス削減することを掲げていることを踏まえ、地域脱炭素化促進事業の目標（再エネ導入目標）を以下のとおり定めます。

○目標：令和12(2030)年度までに新たに8.8万MWh/年の再エネ導入量を確保する。

また、上記の再エネ導入目標量を確保するため、太陽光発電において先進的な取組を実施している自治体における現状の導入実績値や目標設定の考え方を参考に、後述の促進区域それぞれにおけるシナリオを設定し、導入目安を以下のとおり算出しました。

表1 促進区域別の2030年度再エネ導入のイメージ

対象	面積 (ha)	発電ポテンシャル (万MWh/年)	2030年度 導入目安 (万MWh/年)	2030年度に向けた シナリオ
白地エリア	481.7	33.4	3.30	促進区域として設定した白地エリアの約10%に太陽光発電設備を設置する。
農地 (営農型)	2,566.5	54.5	0.40	営農型太陽光発電の先例地での現状の発電容量に、本市との耕地面積比を乗じた発電容量を確保する。
農業用ため池	43.7	2.3	0.05	促進区域として設定したため池において、合計で0.5MW以上の設備容量の水上設置型太陽光発電を導入する。
市街化区域 (建物屋根)	257.6	14.5	5.50	地域脱炭素化促進事業の先例地における屋根上への設置目標（2019年度比の約4倍を新規導入）を踏まえ、本市においてもFITによる10KW未満の導入容量を2019年度比の4倍とする。
公共施設 (建物屋根)	11.8	0.7	0.35	政府実行計画を踏まえ、2030年度に設置可能な公共施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する。
合計	3,361.3	105.4	12.30	

※発電ポテンシャル：促進区域として指定した土地全てに太陽光発電を導入した場合の発電量（ポテンシャル）

導入目安：シナリオを考慮した導入ポテンシャル

導入目標量：かめおか脱炭素未来プランで設定した2030年度までに導入する必要がある再エネ量(8.8万MWh/年)

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

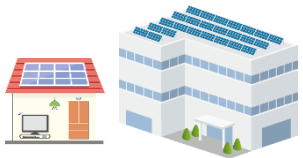
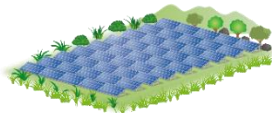
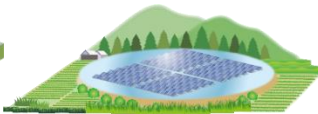

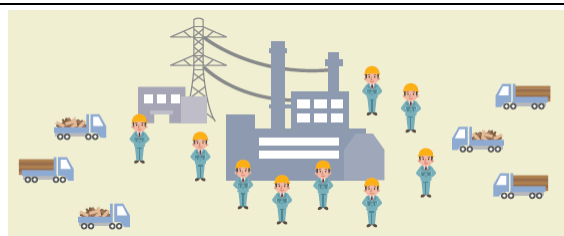
① ゾーニングの実施

促進区域の設定にあたり、本市の再エネの導入にあたって課題となる自然的環境、社会的環境、その他土地利用に係る法規制等について、国が定める基準のほか、京都府が定める基準に従って資料を収集し、データとして重ね合わせた情報をもとに、再エネ事業におけるエリアの区域分け（ゾーニング）を行いました。

ゾーニングの対象設備は、本市において特に高い発電ポテンシャルを有する太陽光発電（地上設置型（営農型、水上設置型を含む）、屋根置き型）及び木質バイオマス発電（概ね 2.0MW 以上）としました（表 2 参照）。

ゾーニングのエリア区分は、「保全エリア」、「調整エリア」、「白地エリア」の 3 区分としました（表 3 参照）。

表 2 ゾーニングの対象とした発電設備

種別	利用形態	イメージ
太陽光	屋根設置型	 住宅、事業所、公共施設等 建物の屋根
	地上設置型 (農地・水上を含む)	 地上設置型  水上設置型  営農型
バイオマス	大規模 木質バイオマス発電所 (概ね 2.0MW 以上)	 大規模木質バイオマス発電

※イメージは、環境省「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」及び一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会「小規模木質バイオマス発電をお考えの方へ導入ガイドブック」掲載図を改変

表 3 ゾーニングのエリア区分

エリア区分	定義
保全エリア	法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等により、環境保全を優先するエリア
調整エリア	立地にあたって調整が必要なエリア
白地エリア	環境・社会面からの制約が少ないエリア

イ) 太陽光発電

太陽光発電のゾーニング結果は、表 4 及び図 1、図 2 に示すとおりです。

屋根置き型については、地上設置型に比べ設置に係る制約や環境影響は限定的ですが、安全面と景観への影響を考慮し、エリア設定を行いました。

表 4 ゾーニング結果 (太陽光発電)

エリア区分	該当する区域	
	地上設置型	屋根置き型
保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・府指定鳥獣保護区 ・生産緑地地区 ・保安林 ・河川区域 ・アユモドキの生息域 ・京都府立自然公園の特別区域 ・景観形成地区 (湯の花温泉地区・自然景観形成地区) ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・用途地域 (住居地域・商業地域・近隣商業地域) ・都市計画公園 ・既存集落まちづくり制度の指定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域
調整エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な地形の範囲 ・特定植物群 ・巨樹・巨木林 ・植生自然度 9、10 の植生範囲 ・重要な湿地の範囲 ・景観形成地区 ・京都府景観資産登録地区 ・国・府指定文化財、埋蔵文化財包蔵地 ・文化財環境保全地区 ・砂防指定地 ・洪水浸水想定最大規模 ・用途地域 (工業地域・準工業地域) ・農用地・農業振興地域 ・地域森林計画対象民有林 ・大規模盛土造成地 ・形質変更時届出区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地区 (一般地区 (城下町地区))
白地エリア	「保全エリア」、「調整エリア」以外のエリア	「保全エリア」、「調整エリア」以外のエリア

※地上設置型太陽光発電のゾーニングにあたっては、「促進区域設定に係る環境省令」及び「京都府地球温暖化対策推進計画における環境配慮基準」を参考にしました。

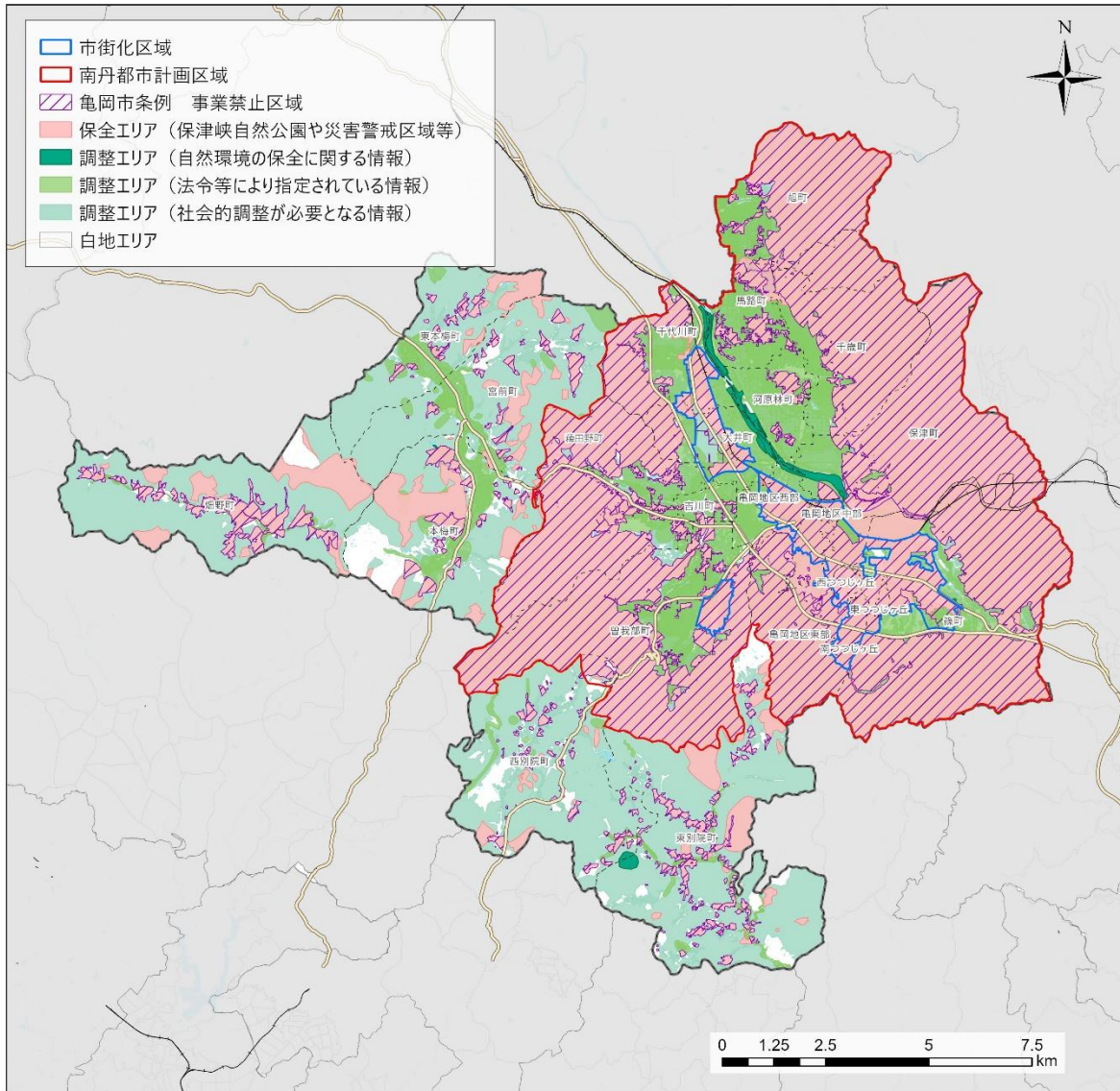


図 1 ゾーニングマップ（地上設置型太陽光発電）

【亀岡市条例の概要】

亀岡市条例では、太陽光発電の事業禁止区域を設定するとともに、事業禁止区域外においても、一定以上の規模のものについては許可制としています。

事業禁止区域

建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く太陽光発電設備の設置が禁止されています。

事業禁止区域外

以下の規模や条件に該当する「特定事業」を行う場合は、市長の許可が必要です。

- ・ 事業区域の面積が 500 m²以上のもの※
- ・ 事業区域内における高低差が 13m 以上のもの
- ・ 事業区域内の傾斜度が 25 度以上のもの

※500 m²未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して 500 m²以上となるものを含む。

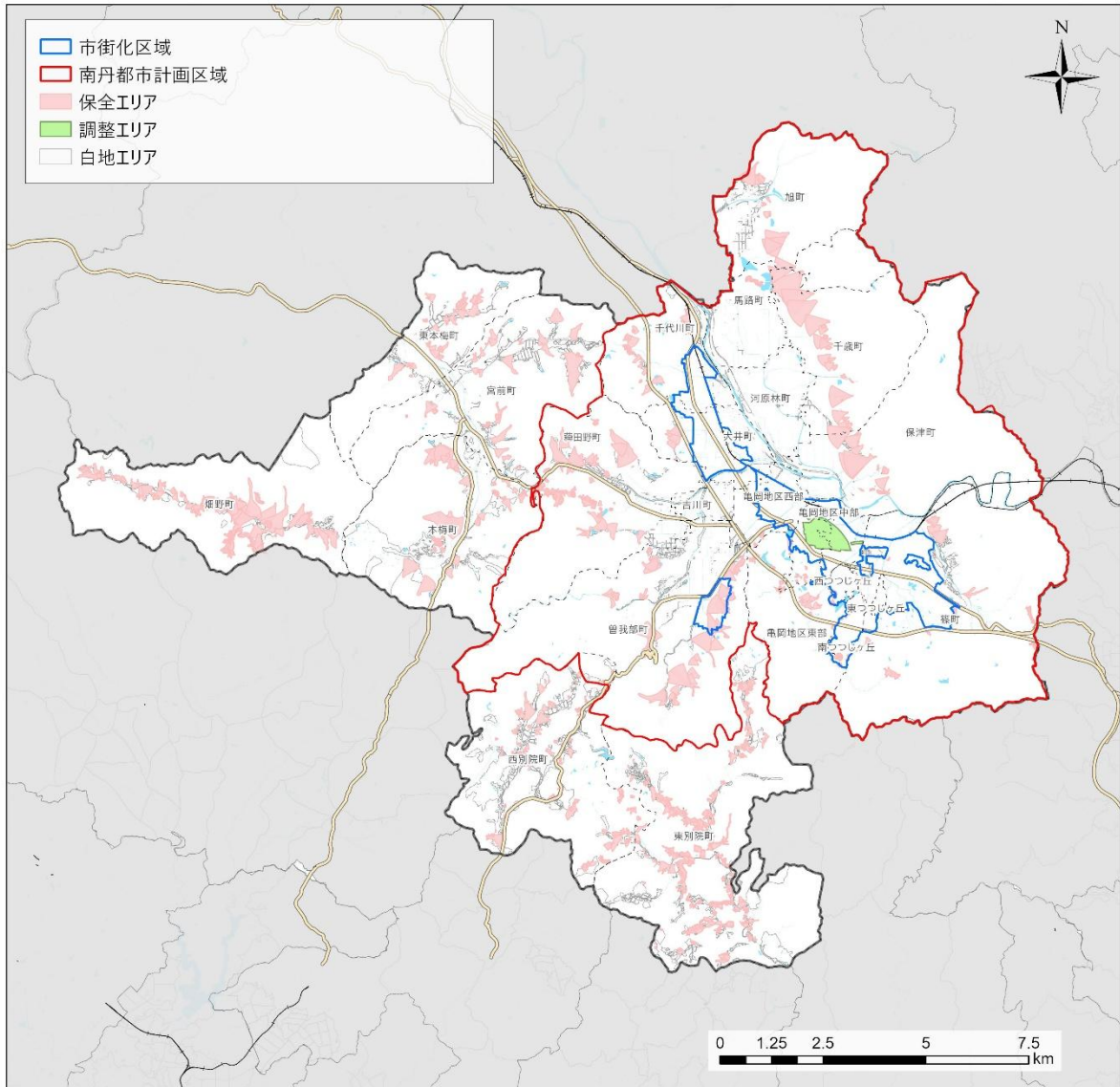


図 2 ゾーニングマップ（屋根置き型太陽光発電）

ロ) 木質バイオマス発電

木質バイオマス発電のゾーニング結果は、表 5 及び図 3 に示すとおりです。

表 5 ゾーニング結果（木質バイオマス発電）

エリア区分	地上設置型
保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ アユモドキの生息域 ・ 京都府立自然公園の特別地域 ・ 京都府指定鳥獣保護区 ・ 景観形成地区（都市景観形成地区、湯の花温泉景観形成地区、自然景観形成地区、一般地区（城下町地区）） ・ 京都府景観資産登録地区 ・ 文化財環境保全地区 ・ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模） ・ 用途地域（住居地域、商業地域、近隣商業地域） ・ 都市計画公園 ・ 生産緑地地区 ・ 農地（農業振興地域、農用地区域） ・ 保安林 ・ 河川区域 ・ 既存集落まちづくり区域指定制度の指定区域
調整エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な地形の範囲 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木形林 ・ 植生自然度 9、10 の植生範囲 ・ 重要な湿地 ・ 長距離自然歩道その他自然歩道 ・ 国、府、市指定文化財 ・ 埋蔵文化財包蔵地 ・ 地域森林計画対象民有林 ・ 京都府大規模盛土造成地 ・ 要措置区域及び形質変更時届出区域
白地エリア	「保全エリア」、「調整エリア」以外のエリア

※木質バイオマス発電のゾーニングにあたっては、エリア設定にあたって国や府が示す基準が存在しないため、太陽光発電におけるエリア設定の考え方を踏襲しつつ、バイオマス発電の事業特性を加味してエリア設定を行いました。

② 促進区域

イ) 太陽光発電

ゾーニング結果、本市の地域特性、発電ポテンシャルや導入の現状等を踏まえ、促進区域を以下のとおり設定します。

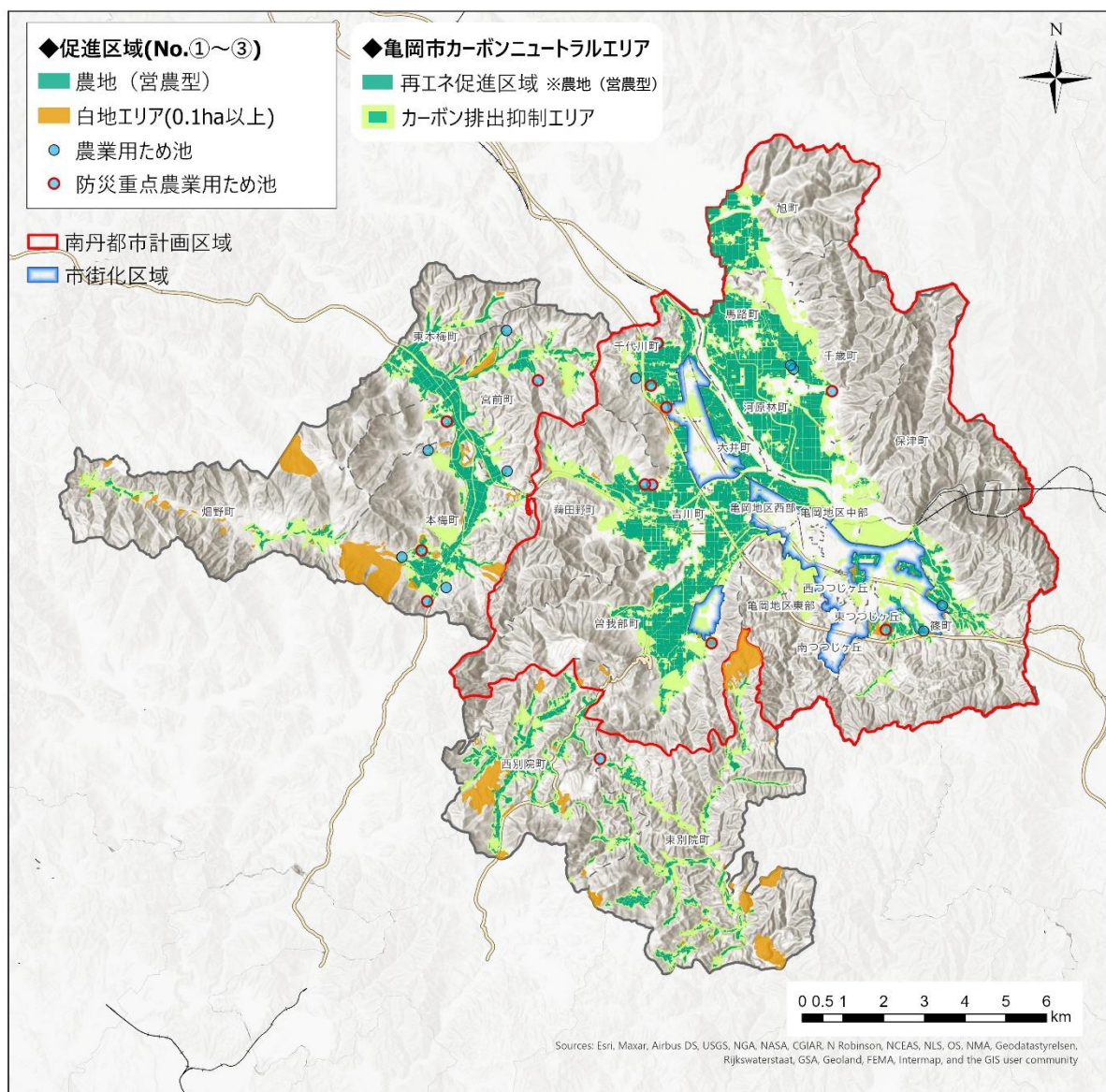
なお、上記の促進区域外であっても、事業提案型で新たな促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討します。

No.	エリア	面積 発電ポテンシャル	条件	設定理由
①	白地エリア	481.7ha 33.4万 MWh/年	<ul style="list-style-type: none"> 事業性を考慮し、0.1ha以上の面積を持つ連続した土地とする。 土地の利用状況等に応じた地域との合意形成に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等による制約が少なく、環境への影響が比較的小さい。 大規模発電施設の導入可能性が高い。
②	農地 (営農型)	2,566.5 ha 54.5万 MWh/年	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリアを除く。 設置を想定する発電設備は営農型のみとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で高い発電ポテンシャルを有する。 営農型は農地の一時転用による導入が可能である。 営農をしながら発電が可能であり、農地の継続的な活用に有効。
③	農業用ため池	43.7 ha (23箇所) 2.3万 MWh/年	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリアを除く。 事業性を考慮し、満水面積0.5ha以上の農業用ため池とする。 設置を想定する発電設備は水上設置型のみとする。 防災面の観点より「防災重点農業用ため池」については、留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で高い発電ポテンシャルを有する。 水上設置型は発電効率が高い。 農業用ため池の機能を維持しながら発電が可能であり、農業用ため池の有効活用や維持管理の支援に有効。
④	市街化区域 (建物屋根)	257.6 ha 14.5万 MWh/年	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリアを除く。 設置を想定する発電設備は屋根置き型のみとする。 屋根の色彩と調和した太陽光パネルであることに留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等による制約や、景観への影響、地域住民の懸念が小さく、事業実現性が高い。 特定建築物及び準特定建築物については「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」により新築・増築時に再エネ設備の導入が義務化されている。
⑤	公共施設 (建物屋根)	11.8 ha (85箇所) 0.7万 MWh/年	<ul style="list-style-type: none"> 廃止予定の施設、都市公園、防災施設（水防倉庫・消防団格納庫）、駐輪場や公衆トイレ、喫煙所等の施設は除く。 設置を想定する発電設備は屋根置き型のみとする。 地域のレジリエンス強化に資するよう、災害時に非常用電源として活用できる設備であることに留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観への影響や地域住民の懸念が小さい。 公共施設の維持管理の支援に有効と考えられる。 公共施設が含まれる特定建築物及び準特定建築物については「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」により新築・増築時に再エネ設備の導入が義務化されている。

また、本市では再エネの積極的な活用に加え、市域の約 29%を占める農地を地域資源として最大限に活用するため、農地全域を「カーボン排出抑制エリア」として設定します。

このエリアでは、バイオ炭の活用や中干し期間の延長といった、温室効果ガスの排出削減に資する営農手法を推進します。あわせて、国の「J-クレジット制度」等の活用によるカーボン・オフセットを市域全体で展開することで、環境への貢献のみならず、クレジット収益を農業経営に還元する持続可能な仕組みを構築します。

本市では、「カーボン排出抑制エリア」と前述の「再エネ促進区域」を合わせた範囲を「亀岡市カーボンニュートラルエリア」と位置付け、再エネの積極的な導入と、農地による排出抑制・吸収の取組を一体的に推進することで、市域全体の脱炭素化を加速させるとともに、環境と経済が調和する持続可能な農業の実現を目指します。



※再エネ促進区域、カーボン排出抑制エリアの定義は以下に示すとおりです。

- ・再エネ促進区域：保全エリアを除いた市内の農地全域
- ・カーボン排出抑制エリア：市内の農地全域（再エネ促進区域を含む）

図 4 促進区域（地上設置型太陽光発電）

亀岡市カーボンニュートラルエリア

1. 再エネ促進区域

営農型(ソーラーシェアリング)の導入による
温室効果ガスの排出削減

『農業経営』+『太陽光発電』



2. カーボン排出抑制エリア

- ① 水稻栽培の中干し延長によるJ-クレジット創出
- ② バイオ炭(竹炭等)活用による炭素固定、J-クレジット創出

『農業経営』+『温室効果ガスの排出抑制
(カーボンオフセット)』



図 5 亀岡市カーボンニュートラルエリアの概要

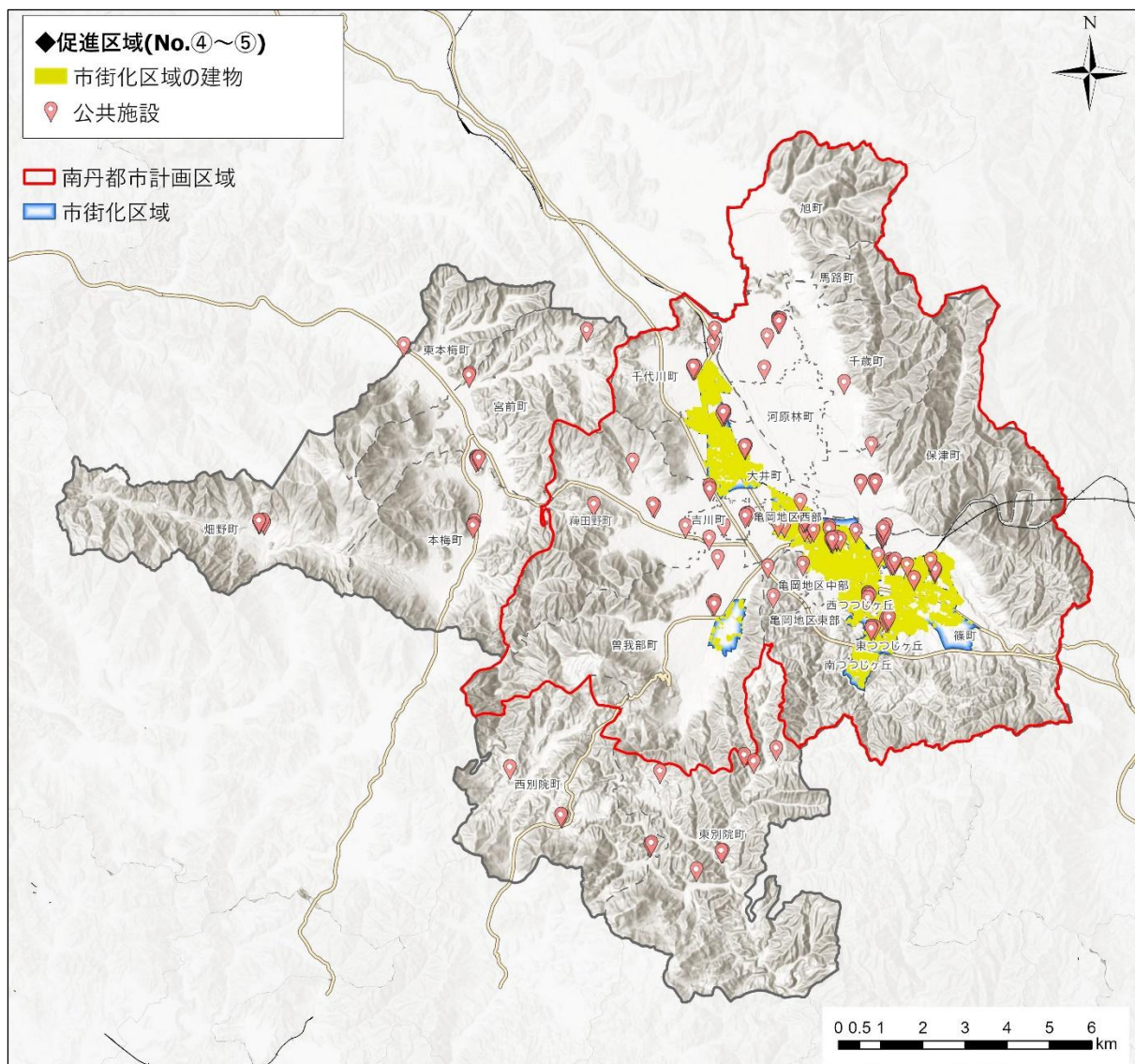


図 6 促進区域（屋根置き型太陽光発電）

ロ) 木質バイオマス発電

ゾーニング結果、本市の地域特性、発電ポテンシャルや導入の現状等を踏まえると、2030年までに本市における木質バイオマス発電の事業実現性が低いと判断されたため、現段階では促進区域の指定はしないものとします。

ただし、将来的な地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等の設定に向け、今後も継続検討するとともに、事業者によって個別の事業計画の提案がなされた際には、当該区域を促進区域として設定することを検討します。

(3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

本市における再エネの導入ポテンシャルや導入状況を踏まえ、促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類は太陽光発電とします。

促進区域において整備する施設の規模は、地域脱炭素化促進事業の目標（再エネ導入目標）と同様とします。

○種類：太陽光発電

○規模：促進区域全体での発電量を8.8万MWh/年とする。

個別の施設における設備面積の下限は、ため池は0.5ha以上、白地エリアは1.0ha以上とするが、その他のエリアについては定めない。

(4) 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。

これは、単に地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるためです。

「地域の脱炭素化のための取組」の詳細は以下のとおりです。

○市が実施する脱炭素に向けた取組に協力・連携すること。

○上記を通じて、再エネ施設で発電した電気の地産・地消の取組や、再エネ活用促進の取組を進めること。

(5) 地域の環境保全のための取組

改正温対法では、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせて「地域の環境の保全のための取組」を実施するものとされています。

なお、災害防止や環境保全の観点から、別の関係法令等の許可・届出が必要な場合があり、それらを遵守した上で地域の環境の保全のための取組を行うこととなります。

「地域の環境の保全のための取組」の詳細は以下のとおりです。

○亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例、亀岡市景観条例に準拠すること。

○下記の環境影響に配慮し、自然環境及び生活環境の保全に努めること。

- ①土地の安定性
- ②濁水
- ③騒音
- ④反射光等
- ⑤景観等
- ⑥動植物・生態系
- ⑦その他維持管理及び廃止等に係る留意事項

① 土地の安定性

- ・ 切土・盛土を伴う土地造成を行う場合、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定すること。
- ・ 地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用すること。
- ・ 工事中の土地の安定性を確保するため、気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行うこと。
- ・ 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」（平成 31（2019）年 3 月 26 日）では以下に示す区域において太陽光発電施設の地上設置を禁止しているので留意すること。
 - 1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域
 - 2) 地すべり等防止法（昭和 33（1958）年 3 月 31 日）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
 - 3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44（1969）年 7 月 1 日）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

② 濁水

- ・ 濁水の発生については、以下の際に特に配慮が必要となる。
- ・ 切土・盛土を伴う土地造成を行う場合
- ・ 森林を伐採する場合
- ・ 排水先の下流で漁業権が設定されていたり、飲用水や農業用水等としての利水が行われている場合
- ・ 降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。
- ・ 洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。特に影響に配慮する必要がある際には、施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む）を設置する。
- ・ 工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。

③ 騒音

- ・ 騒音による影響を受けやすい施設（学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館、住宅等）に近接した位置にパワーコンディショナ等を設置しない。
- ・ 上記施設に近接してパワーコンディショナ等を設置する場合は、騒音レベルを事前に予測計算し、環境基準を上回る可能性が示唆される際には対策を講じること。対策としては、以下の事項が挙げられる。
 - 1) パワーコンディショナ等に囲いを設ける
 - 2) 施設との境界部に壁を設置する等の防音対策を講ずる

④ 反射光等

- ・ 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則」(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日) 第 7 条を踏まえ、太陽電池セル、フレーム、架台等は低反射のものを使用すること。
- ・ 見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等があり、下記の条件に該当する場合には、影響の程度を確認するためシミュレーション等を実施し、反射光の影響が懸念される場合は対策を講ずること。(詳細は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和 2(2020)年、環境省)における反射光に関する環境配慮のポイントを参照)。
 - 1) 設置場所の北側に高い建物・施設等がある。
 - 2) 斜面地へのパネル設置で、南側に近接して住宅等がある。
 - 3) 東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する。
- ・ 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないよう、植栽、フェンス等の設置、アレイの向きや配置の調整、その他の必要な措置を講ずること。
- ・ 建築基準法(昭和 25 (1950) 年 5 月 24 日)の日影規制の対象となる高さ 10m以上のものについては、同法の日影規制を遵守すること。

⑤ 景観等

- ・ 亀岡市景観計画における景観計画区域(市域全域)での規則を踏まえ、屋根に太陽光発電施設を設置する際には、屋根の色彩と調和した色彩の太陽光発電施設を採用すること。
- ・ 下記の条件に該当する場合には、影響の程度を確認するためフォトモンタージュ等を作成し、景観への影響が懸念される場合は対策を講ずること。
 - 1) 事業予定地周辺に、展望地や展望台、眺望の良い峠、野外レクリエーション地や観光道路上で眺望の良い場所等の主要な眺望点がある。
 - 2) 名勝、重要文化的景観、文化遺産・自然遺産、国立公園等の自然公園、国や地方公共団体の定める景観資源等がある。
- ・ 景観への影響が懸念される場合は、以下の対策を必要に応じて講ずること。
 - 1) 太陽光発電施設の高さの抑制、配置の変更
 - 2) 敷地境界からの距離をとった配置、遮蔽効果を考慮した植栽の配置
 - 3) 太陽光パネルや付帯設備等の色彩への配慮
- ・ 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」(平成 31 (2019) 年 3 月 26 日)では以下に示す区域において太陽光発電施設の地上設置を禁止しているので留意すること。
 - 1) 亀岡市景観計画に定める湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
 - 2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
 - 3) 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成 28 年亀岡市条例第 42 号)第 6 条、第 8 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により市長が指定する区域

⑥ 動植物・生態系

- ・ 事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくする。
- ・ 植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮する。
- ・ 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」(平成 31 (2019) 年 3 月 26 日) では以下に示す区域において太陽光発電施設の地上設置を禁止しているので留意すること。
 - 1) 自然公園法(昭和 32 (1957) 年 6 月 1 日) 第 2 条第 3 号に規定する国定公園及び同条第 4 号に規定する都道府県立自然公園の区域
 - 2) 都市計画法(昭和 43 (1968) 年 6 月 15 日) 第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公園及び緑地として都市計画に定めた区域のうち未供用区域の地域(国又は地方公共団体等が所有する区域を除く。)

⑦ その他維持管理及び廃止等に係る留意事項

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 (2011) 年 8 月 30 日) 第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定の申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 (2011) 年 8 月 30 日) 第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあっては、同条第 3 項の認定における再生可能エネルギー発電施設の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 (2011) 年 8 月 30 日) に基づき、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。
- ・ 事業終了後に適切に撤去できるよう計画的に費用の積立を行うこと。なお、10KW 以上の全ての太陽光発電の FIT・FIP 認定事業(ただし、複数太陽光発電設備設置事業を含む。)を対象に、売電期間の 10 年目から廃棄物の積立が義務化されている。
- ・ 太陽光発電設備の廃止後は、速やかに撤去すること。
- ・ 「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」(平成 31 (2019) 年 3 月 26 日) に従い、特定事業を廃止しようとする際は、事業者は廃止並びに廃止後の適正な跡地利用について、事業廃止の届出をすること。
- ・ 撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 (1970) 年 1 2 月 25 日) その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
- ・ 事業実施後の土地について、整地・緑化・修景等、自然環境、景観及び防災上必要な措置を行うこと。

(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、事業者は、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うこととされています。地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう、以下のいずれかの事項を実施することとします。

- 市内事業者が参画する機会を提供すること
- 地域の防災対策の推進に資すること
- 再エネ電力の地産・地消を通して、地域の経済の活性化に資すること
- 地域のレジリエンス強化に配慮すること
- 環境教育・人材育成を図ること

3. 事業認定に係る手続き

3.1 地域脱炭素化促進事業制度の全体フロー

(1) 計画段階から事業実施段階までの手続き

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市の認定を受けることができます。事業者が実施すべき手続きの流れは以下に示す通りです。

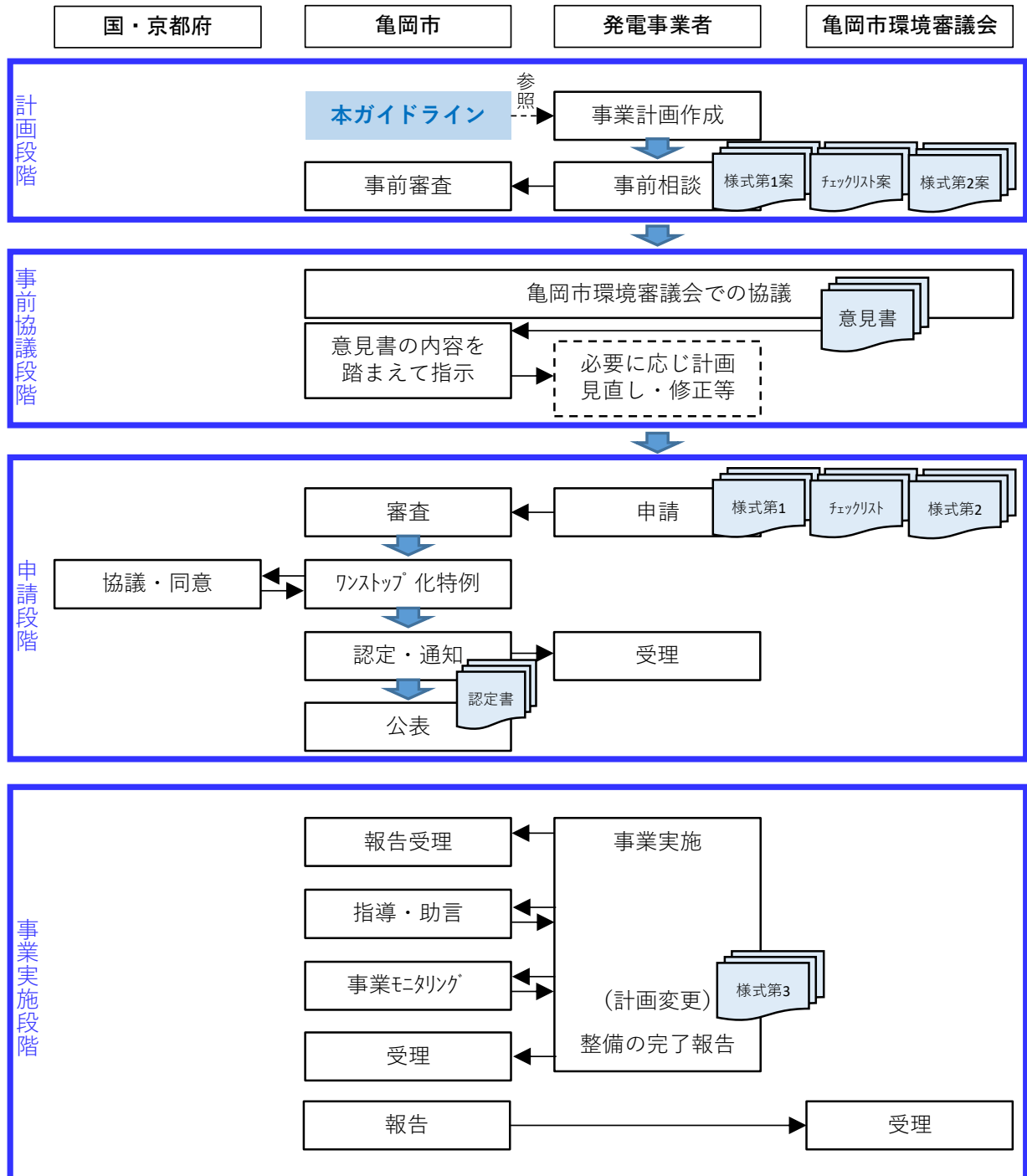


図 7 手続フロー

以下に各段階における手続きについて示します。

① 計画段階

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けようとする事業者は、事業計画について既定の様式に沿った事業計画を本市に提出し、事前に相談を行う必要があります（参照：別紙1 別記様式第1、チェックリスト、別記様式第2（※必要な場合のみ））。本市は事前相談により内容を把握するとともに、関係する所管課等への確認や周知等を行い、改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、特例措置に関する許認可権者に事前に情報提供等する可能性があります。また、事業提案型で新たに促進区域を提案する場合は、都市計画との整合を図り、また手続きをワンストップ化するため、関係する所管課等と連携して協議を進めます。以上を踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。

さらに、改正温対法第22条の11において、「環境影響評価法第2章第1節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第22条の2第2項第4号の整備については、適用しない。」と規定されています。これにより、環境影響評価法に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続きの規定を適用しないこととする特例を定めています。

また、事業を円滑に進めるため、地元への説明が必要と事業者自ら判断する場合は、協議段階に入る前にあらかじめ地元への説明を実施することができます。

なお、「市街化区域（建物屋根）」と「公共施設（建物屋根）」の促進区域内において、建物の屋根に太陽光発電施設を設置する場合は「簡易型地域脱炭素促進事業」として、計画段階で市が確認を行い、後述の②事前協議段階を経ずに審査・認定手続きを進めます。

② 事前協議段階

事前相談の後、当該事業計画について協議を行う必要があります。まずは、学識経験者、市民や事業者等の代表、関係行政機関等によって構成される亀岡市環境審議会において、当該事業計画について改正温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準じて協議を行います。事業者は説明者として出席します。環境審議会での協議において、当該事業が周辺に与える影響が大きいなど必要であると認められる場合は、地元説明会の開催等により情報提供や意見聴取を行うよう指導される場合があります。

地元説明会の開催に当たっては市と協議を行いながら、説明会での意見とその対応や見解についてまとめた報告書を市に提出します（任意書式）。

協議段階での意見等を踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。

③ 申請段階

協議段階の後、規定の様式の提出により事業計画に係る認定を申請します（別紙1 別記様式第1参照）。

その際、改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、併せて特例措置に関する必要事項を規定の様式により提出します（別紙1 別記様式第2参照）。

本市の現状の計画では、農地法に基づく農地の転用の許可、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可、特定盛土区域内における特定盛土等に関する工事の許可について、改正温対法に基づくワンストップ化特例の適用可能性があります。

なお、農地における地域脱炭素化促進事業の認定対象は、営農型太陽光発電に限定されます。営農型太陽光発電を行う場合、支柱部分についてのみ一時的に用途を変更する「一時転用」の手続きが必要になります。営農型太陽光発電で地域脱炭素化促進事業の認定を受ける場合は、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（別紙2参照）に従い、農林水産省の定める規定の様式（別紙2 別添様式第1号～第6号）を提出してください。

認定申請書類が受理され、審査を経て認定されると、通知されるとともにその旨が公表されます。

表 6 事業計画への記載事項・必要書類

No	記載事項	公表	必要書類
1	申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	別紙1 別記様式第1 [添付書類例] ① 法人である場合の定款、団体である場合の規約等 ② 最近2年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ③ 位置図 ④ 規模及び構造図 ⑤ 場所の所有権を有する又は所得することが認められる書類 ⑥ 電気事業者が維持等する電線路と接続する場合の電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し ⑦ 点検及び保守に係る体制等を示す書類 ⑧ 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類 ⑨ 関係法令を遵守する旨の誓約書
2	地域脱炭素化促進事業の目標	○	
3	地域脱炭素化促進事業の実施期間	○	
4	地域脱炭素化促進事業の種類、規模、その他施設の内容	○	
5	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組	○	
6	施設整備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積	○	
7	事業資金の金額及びその調達先	△	
8	地域の環境の保全のための取組	○	
9	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	○	
10	その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項（使用期間、撤去及び原状回復に関する事項）	△	
11	特例措置に関する事項（必要な場合）	△	別紙1 別記様式第2
12	農地の一時転用に関する事項（必要な場合）	△	別紙2 様式

④ 事業実施段階

認定の通知を受けた後、事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を実施します。本市は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が「かめおか脱炭素未来プラン」の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため、認定事業者に対して報告を求めることができます。なお、施設の整備が完了した段階及び運用中に報告を求めることとし、その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

(2) 認定以降の手続き

事業認定以降、必要に応じて求められる手続きは以下に示すとおりです。

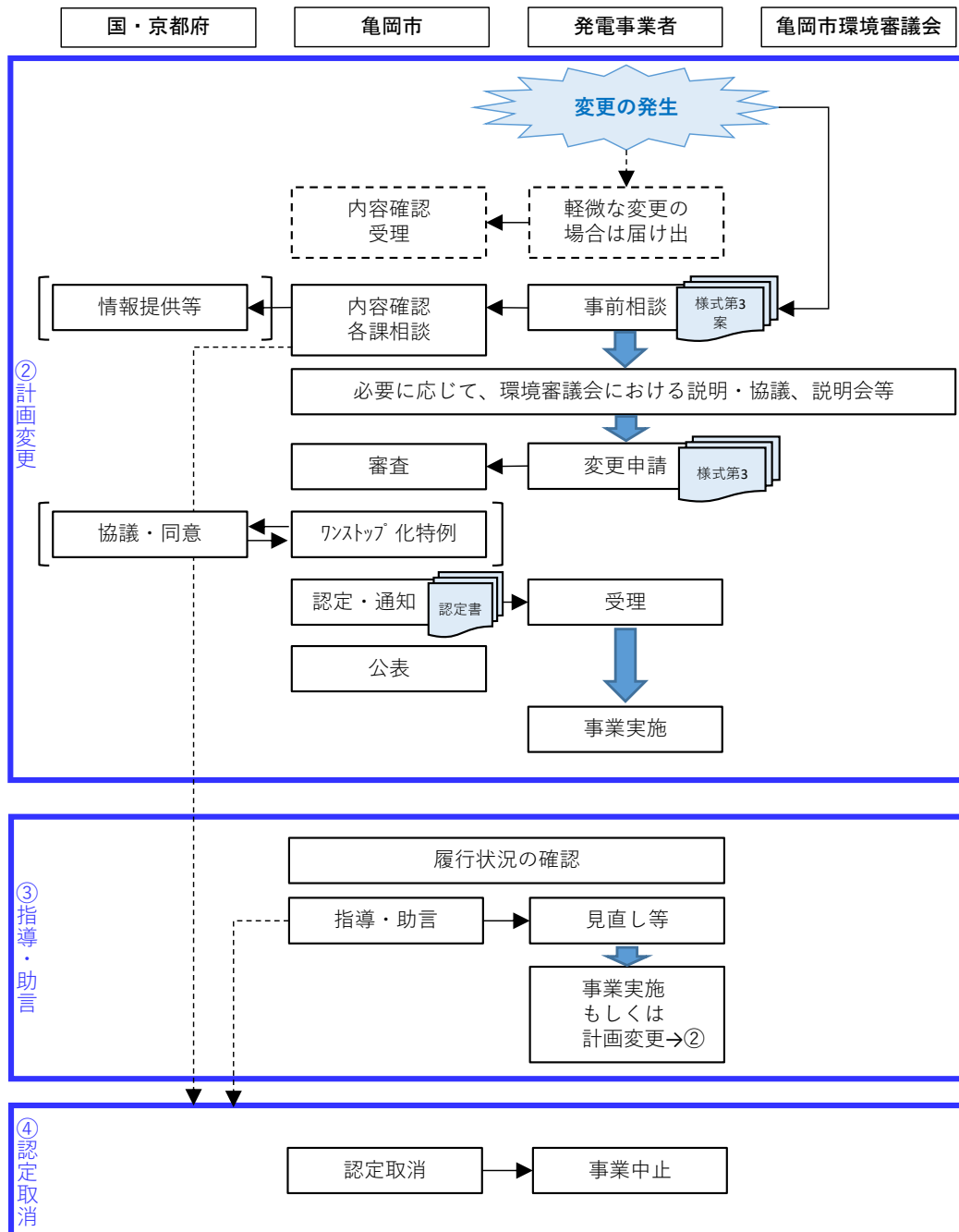


図 8 事業実施段階の手続きフロー

① 計画変更

認定後に事業計画を変更する必要がある際は、速やかに市に事前相談をし、亀岡市環境審議会において協議し、既定の様式により変更に係る認定申請書を提出する必要があります（別紙1様式第3参照）。

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、再度認定され、通知及び公表します。また、後述する「指導・助言」を受けて事業計画を変更する必要がある際も同様の手続きとなります。

なお、軽微な変更をする場合は速やかにその旨を届出することとします。軽微な変更とは次の「軽微な変更にあたらない内容」以外の変更を指します。

表 7 軽微な変更にあたらない内容

No	軽微な変更にあたらない内容
1	認定地域脱炭素化促進事業者の変更
2	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更
3	前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
4	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
5	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
6	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
7	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
7-イ	地域の環境の保全のための取組
7-ロ	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
8	前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

② 指導・助言

本市は、認定した地域脱炭素化促進事業の事業者に対し、当該事業計画に従って実施される取組の確実な実施に必要な指導及び助言を必要に応じて行います。事業が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合や、「かめおか脱炭素未来プラン」や関係法令等に適合しなくなった場合が考えられます。指導・助言に基づいて事業計画の変更が必要となった場合は、前述の「計画変更」の手続きを行う必要があります。

③ 認定取消し

認定地域脱炭素化促進事業が認定取消しの要件に該当すると認められる場合、本市は当該事業計画の認定を取り消すことがあります。

事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合に取消を行います。

なお、ワンストップ化特例の適用により 許可や届出をしたとみなした行為も取り消されます。

表 8 認定の取消し要件

No	認定の取消し要件
1	認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
2	地域脱炭素化促進事業計画の内容が「かめおか脱炭素未来プラン」に適合しないものとなったとき
3	地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
4	その他の認定基準に適合しないものとなったとき

3.2 認定基準

本市は、事業者から認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当すると認めた場合、その認定をします。

- イ) 地域脱炭素化促進事業の内容が、「かめおか脱炭素未来プラン」に適合すること
- ロ) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ハ) その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合すること

イ) 地域脱炭素化促進事業の内容が、「かめおか脱炭素未来プラン」に適合するものであること

No	適合が必要な要件		備考		
1	地域脱炭素化促進施設の種類、規模	種類：太陽光発電	別紙1 別記様式第1		
2		促進区域全体での発電量を8.8万MWh/年とする 個別の施設における設備面積の下限は、ため池は0.5ha以上、白地エリアは1.0ha以上とするが、その他のエリアについては定めない	別紙1 別記様式第1		
3	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する脱炭素に向けた取り組みに協力・連携すること ・上記を通じて、再エネ施設で発電した電気の地産・地消の取組や、再エネ活用促進の取組を進めること 	別紙1 別記様式第1		
4	施設整備の用に供する土地の所在	促進区域内		別紙1 別記様式第1	
		建物屋根以外	①農地		<ul style="list-style-type: none"> ・保全エリアを除く ・営農型太陽光発電を使用する際に限る
			②農業用ため池		<ul style="list-style-type: none"> ・保全エリアを除く ・満水面積0.5ha以上の農業用ため池に限る ・水上設置型太陽光発電を使用する際に限る
			③白地エリア		<ul style="list-style-type: none"> ・0.1ha以上の面積をもつ連続した土地とする
		建物屋根の場合	④市街化区域		<ul style="list-style-type: none"> ・保全エリアを除く
			⑤公共施設		<ul style="list-style-type: none"> ・廃止予定の施設、都市公園、防災施設（水防倉庫・消防団格納庫）、駐輪場、公衆トイレ、喫煙所等を除く
※促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和7(2025)年、環境省）を踏まえ、個別に区域として設定することを検討します					
5	地域の環境の保全のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例、亀岡市景観条例に準拠すること ○下記の環境影響に配慮し、自然環境及び生活環境の保全に努めること <ul style="list-style-type: none"> ①土地の安定性 ②濁水 ③騒音 ④反射光等 ⑤景観等 ⑥動植物・生態系 ⑦その他維持管理及び廃止等に係る留意事項 	別紙1 別記様式第1		

No	適合が必要な要件		備考
6	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	以下のいずれかの項目を実施すること <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者が参画する機会を提供すること ・地域の防災対策の推進に資すること ・再エネ電力の地産・地消を通して、地域の経済の活性化に資すること ・地域のレジリエンス強化に配慮すること ・環境教育・人材育成を図ること 	別紙 1 別記様式第 1

ロ) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

No	適合が必要な要件		備考
1	地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有検討）を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること		別紙 1 別記様式第 1 添付資料（認められるための資料）
2	再エネ発電施設をいわゆる電気系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること		別紙 1 別記様式第 1 添付資料（証明する資料）
3	地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること		別記様式第 1 添付資料（誓約書）

ハ) その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること

No	適合が必要な要件		備考
1	地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施するものであること		別紙 1 別記様式第 1 添付資料（規模及び構造図）
2	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（出力が 20kW 未満のもの又は屋根に設置されるものを除く）		別紙 1 別記様式第 1 添付資料（規模及び構造図）
3	地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること		別紙 1 別記様式第 1
4	地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること		別紙 1 別記様式第 1
5	認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること		別紙 1 別記様式第 1
6	認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと		別記様式第 1

4. 問合せ先

地域脱炭素化促進事業に係る質問や相談等については、亀岡市環境政策課へお問い合わせください。

亀岡市 環境先進都市推進部 環境政策課

電話：0771-25-5023

メール：kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp

